

下呂市告示第9号

下呂市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和3年2月17日の翌日から起算して15日以内に市長にこれを申し出ることができる。

令和3年1月14日

下呂市長 山内 登

1 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和3年1月18日

至 令和3年2月17日

2 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

下呂市 農林部 農務課

下呂市萩原町羽根2605番地1（下呂総合庁舎内）